

太子町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

規則第 10 号

太子町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部
を改正する規則

太子町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和元年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 11 条の 3」を「第 11 条の 4」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。